

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 7月 10日

大阪府知事 殿

提出者

住所 門真市岸和田4丁目10-14

氏名 中井エンジニアリング(株)
東部導管営業所 所長 大石 伸也

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-883-8121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中井エンジニアリング(株) 東部導管営業所
事業場の所在地	門真市 岸和田4丁目 10-14
計画期間	令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

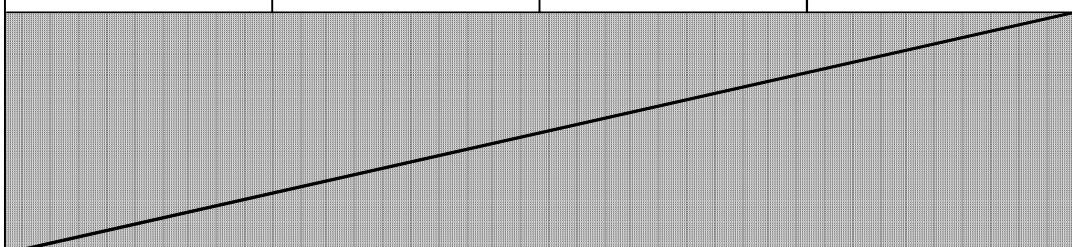
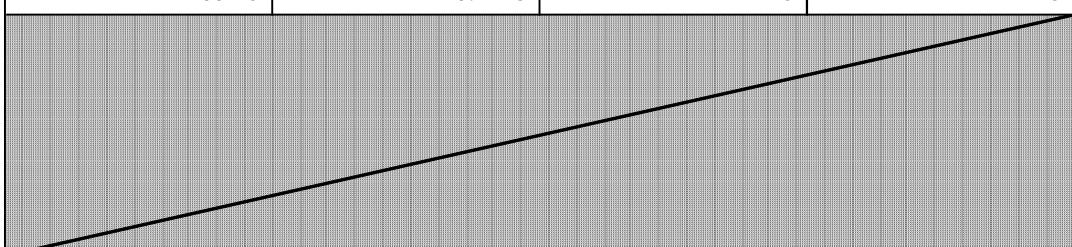
①事業の種類	06 総合工事業		
②事業の規模	工事収益 3,282,000,000円		
③従業員数	52人		
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>産業廃棄物処理工程</p> <p>現場発 産業廃棄物処理業 処理方法</p> <pre>graph LR; A[アスコン 破片] --> B[再生処理業者 処理場へ運搬]; B --> C[再生骨材として再資源化]</pre>		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項																													
(管理体制図)																													
産業廃棄物管理推進体制表 本社及び導管営業所 <table border="1"> <tr> <td>本社</td> <td>本社</td> <td>営業所</td> </tr> <tr> <td>環境管理責任者</td> <td>管理推進者</td> <td>管理責任者</td> </tr> <tr> <td>安全品質管理部長</td> <td>安全品質管理部</td> <td>導管部所長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>営業所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現場</td> <td>業務別担当者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>管理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>情報管理</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>マニフェスト 管理システム</td> </tr> </table>			本社	本社	営業所	環境管理責任者	管理推進者	管理責任者	安全品質管理部長	安全品質管理部	導管部所長			営業所		現場	業務別担当者			工務課長			管理課			情報管理			マニフェスト 管理システム
本社	本社	営業所																											
環境管理責任者	管理推進者	管理責任者																											
安全品質管理部長	安全品質管理部	導管部所長																											
		営業所																											
	現場	業務別担当者																											
		工務課長																											
		管理課																											
		情報管理																											
		マニフェスト 管理システム																											
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																													
①現状	【前年度（令和5年度）実績】																												
	産業廃棄物の種類	がれき類 廃プラスチック類																											
②計画	排 出 量	9532.75 t 0.53 t																											
	(これまでに実施した取組) ・非開削工事の推進 ・掘削幅の縮小																												
	【目標】																												
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類 廃プラスチック類																											
	排 出 量	9000 t 0.5 t																											
	(今後実施する予定の取組) ・非開削工事の推進 ・掘削幅の縮小																												
産業廃棄物の分別に関する事項																													
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生利用しやすい様にアスファルト、コンクリート等と木くず等を分別、汚泥については発生時に特定業者にて現場収集																												
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持																												

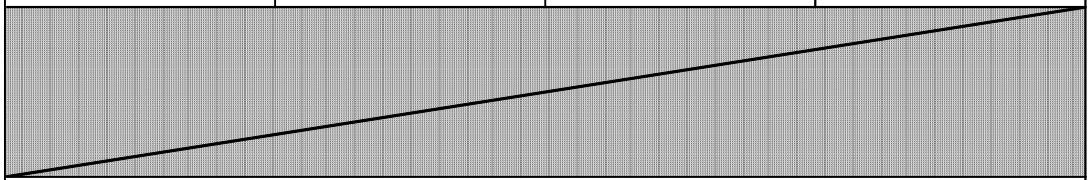
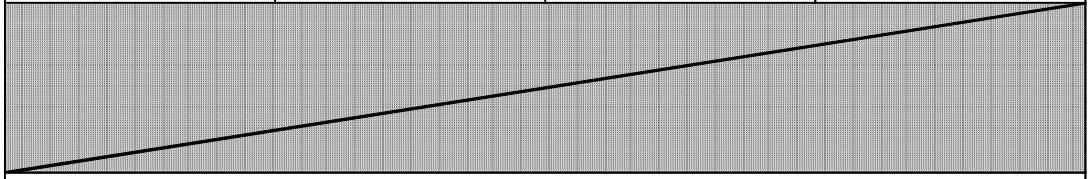
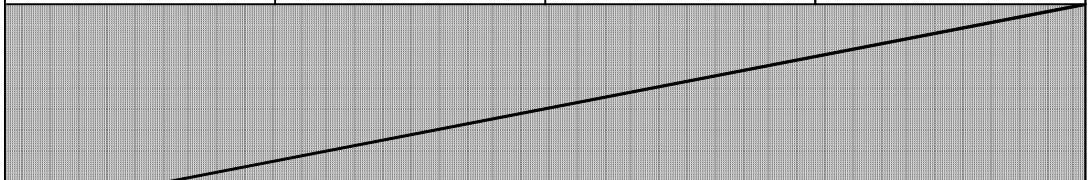
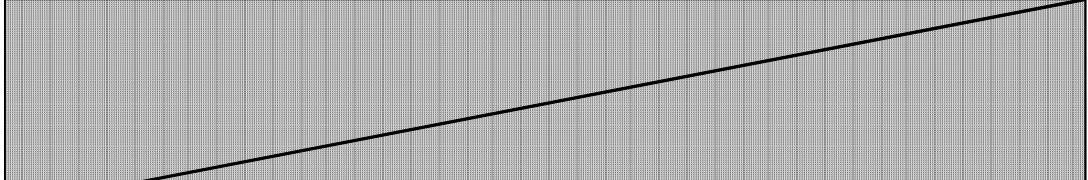
(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物	—	—
213.39 t	0.18 t	— t	— t
			
【目標】			
建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物	—	—
200 t	0.1 t	— t	— t
			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

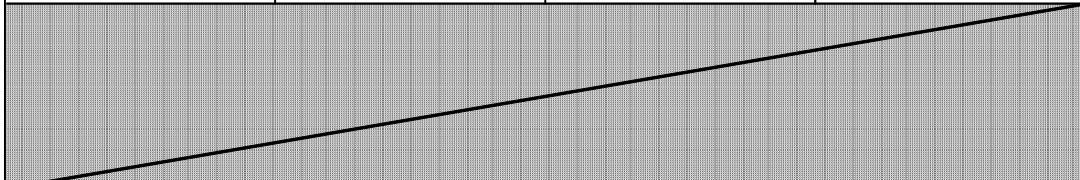
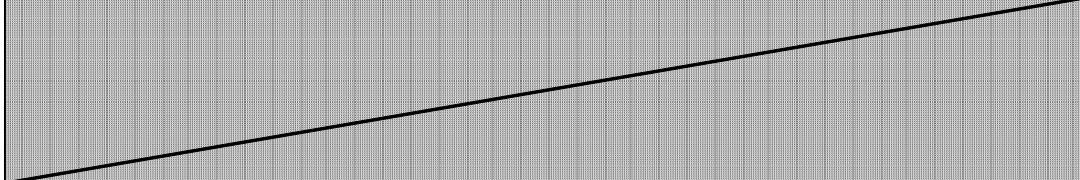
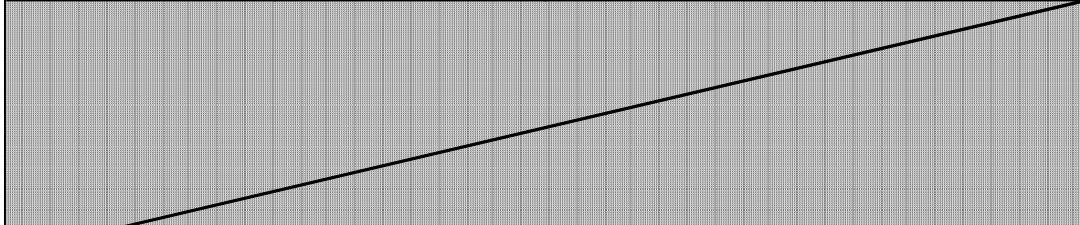
(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物	—	—
— t	— t	— t	— t
			
【目標】			
建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物	—	—
— t	— t	— t	— t
			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
			
【目標】			
建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物	—	—
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類
①現状	全処理委託量	9532.75 t	0.53 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・発生する産業廃棄物の殆ど全てがアスファルト、コンクリート破片 なので現状通り中間処理業者へ処分を委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を行い契約通り適正な処理が 行われているかを確認する。 			

(第4面)

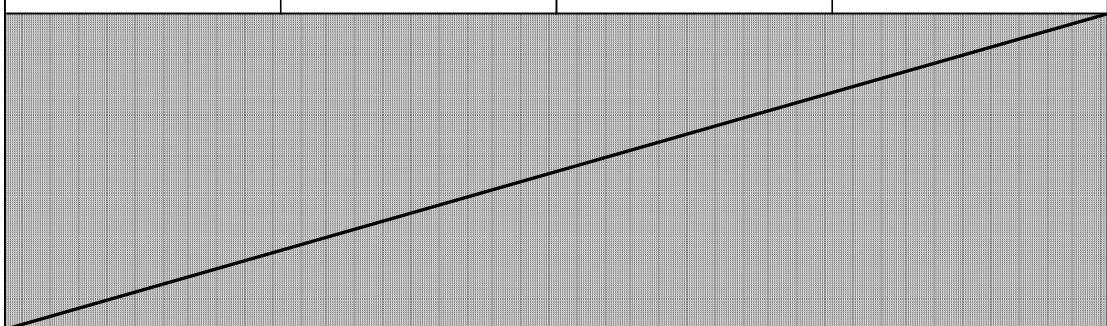
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物	—	—
— t	— t	— t	— t
			
【目標】			
建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物	—	—
— t	— t	— t	— t
			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和5年度）実績】			
建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物	—	—
213.39 t	0.18 t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
			

(第5面)

		【目標】			
		産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック類	
②計画		全処理委託量	9000 t	0.5 t	
		優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	
		再生利用業者への処理委託量	9000 t	0.5 t	
		認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	
		(今後実施する予定の取組)			
		<ul style="list-style-type: none"> ・発生する産業廃棄物の殆ど全てがアスファルト、コンクリート破片なので現状通り中間処理業者へ処分を委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を行い契約通り適正な処理が行われているかを確認する。 			
※事務処理欄					

(第5面)

【目標】			
建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物	-	-
200 t	0.1 t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
200 t	0.1 t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。